

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年4月19日(2018.4.19)

【公表番号】特表2017-518145(P2017-518145A)

【公表日】平成29年7月6日(2017.7.6)

【年通号数】公開・登録公報2017-025

【出願番号】特願2016-575287(P2016-575287)

【国際特許分類】

A 6 1 B	5/0408	(2006.01)
A 6 1 B	5/0478	(2006.01)
G 0 8 B	21/20	(2006.01)
A 6 1 B	5/04	(2006.01)
G 0 1 N	27/22	(2006.01)
A 6 1 B	5/01	(2006.01)
A 6 1 B	5/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 B	5/04	3 0 0 M
G 0 8 B	21/20	
A 6 1 B	5/04	R
A 6 1 B	5/04	3 0 0 N
G 0 1 N	27/22	B
A 6 1 B	5/00	1 0 1 E
A 6 1 B	5/00	1 0 2 A

【手続補正書】

【提出日】平成30年3月9日(2018.3.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

テキスタイルマザーボードであって、上に少なくとも1つのテキスタイル周辺要素及び1つの交換可能な中央処理ユニットが組み込まれた少なくとも1つのテキスタイル基板層で構成され、前記少なくとも1つのテキスタイル周辺要素は、導電性がない区画と最大導電度の区画とを有し、

前記テキスタイルマザーボードは、第1の論理ゲートとして構成された少なくとも1つのテキスタイル周辺要素を有し、このテキスタイル周辺要素には、第2の論理ゲートとして構成されたもう1つのテキスタイル周辺要素が相互接続されており、前記各テキスタイル周辺要素は、少なくとも1つの極及び1つの投に適合しており、かつ前記テキスタイル周辺要素の各々は、前記中央処理ユニットが、ユーザにより起動されている前記テキスタイル周辺要素を判定することができるよう、組合せられていることを特徴とするテキスタイルマザーボード。

【請求項2】

前記テキスタイル周辺要素の数および相互接続は、どちらも、組み合わせ論理に基づいていることを特徴とする、請求項1に記載のテキスタイルマザーボード。

【請求項3】

前記テキスタイル周辺要素はテキスタイルスイッチであることを特徴とする、請求項1

に記載のテキスタイルマザーボード。

【請求項 4】

前記テキスタイルスイッチの数は、各テキスタイルスイッチの極の数及び投の数を基に $2^N - 1$ なる表式を使用して選択され、Nは、利用可能な入力の数であることを特徴とする、請求項3に記載のテキスタイルマザーボード。

【請求項 5】

前記テキスタイルスイッチの最大導電度の前記区画は、前記分離基板層の穿孔に対応していることを特徴とする、請求項4に記載のテキスタイルマザーボード。

【請求項 6】

前記最大導電度の前記区画は、特定のパタンに従って配置されていることを特徴とする、請求項5に記載のテキスタイルマザーボード。

【請求項 7】

学習を刺激するシステムであって、前記システムは、請求項1～6のいずれか1項に記載のテキスタイルマザーボードと、テキスタイル相互通信モジュールと、電子装置とによって構成され、前記電子装置は、前記テキスタイルマザーボードがユーザによって操作されているときに、前記テキスタイルマザーボードから入力される信号を受信するように構成されていることを特徴とするシステム。

【請求項 8】

前記テキスタイルマザーボードは、衣服の中に組み込まれ、前記スイッチは、前記装置へのコマンドが可能であることを特徴とする、請求項7に記載のシステム。

【請求項 9】

請求項1～6のいずれか1項に記載のテキスタイルマザーボードで構成された、監視を行うためのシステムであって、前記基板層は、衣服、またはベッドルームテキスタイル、またはベッドリネンとして構成されていることを特徴とするシステム。

【請求項 10】

少なくとも1つの導電性テキスタイル基板材料と分離基板材料とで構成されるテキスタイルスイッチであって、前記分離基板材料は、最大導電度の区画と導電性がない区画とを画定することができるパタンを組み込んでいるとともに、少なくとも1つの極及び1つの投を組み込んでおり、論理ゲートとして構成されていることを特徴とするテキスタイルスイッチ。

【請求項 11】

前記導電性基板層と、前記分離基板層の最大導電度の区画とは、数が一致していることを特徴とする、請求項10に記載のテキスタイルスイッチ。

【請求項 12】

追加の導電性基板層を組み込んでいることを特徴とする、請求項11に記載のテキスタイルスイッチ。

【請求項 13】

前記分離基板層は、前記導電性基板層の間に配置されていることを特徴とする、請求項12に記載のテキスタイルスイッチ。

【請求項 14】

前記第1の基板層は、複数の導電性区画を組み込んでいることを特徴とする、請求項13に記載のテキスタイルスイッチ。